

令和2年第11回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和2年10月26日(月)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後3時10分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	出席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	出席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	出席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	出席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	眞通 昭彦	欠席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 樋口 成男 主幹 市川 徹 主査 大河原 喜浩 大森 充浩
傍聴人	
議事	
日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第34号 農用地利用集積計画(案)の決定について
日程第5	専決処分の報告について
その他	

議 長

これより、議事に入ります。

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は 8 番、9 番にお願いします。

議 長

日程第 2 議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 2 議案第 32 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より 1 番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

本件担当の 1 番、申請地の状況について説明をお願いします。

1 番

先日、4 番推進委員と現地を確認しました。申請地は、高萩北中学校の前の道を北に 200m 程進んだ先に東に入る細い道があり、その道を入った先に位置します。現地はきれいに管理されていました。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

譲受人は、主に〇〇〇地内に農地を所有している方で、家族でネギ、さつまいもなどの露地野菜を栽培し、年間の農業従事日数は〇〇日となる農業者です。申請地は、進入路がなく譲渡人が利用する際は、他人の土地を通過しなければならない状況で、不便を感じていました。そこで、譲受人に事情を話したところ、申請地は譲受人の経営地に隣接しているため、経営地拡大をしたいとの意向を伝えられたため、今回の申請に至ったとのことです。取得後の作付け計画は、ねぎ、ほうれん草を作付けするとしています。

議 長

只今、1 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

議 長

事務局より 2 番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

本件担当の 1 番 申請地の状況について説明をお願いします。

1 番

先日、4 番推進委員と現地を確認してきました。申請地は、国道 407 号線の日高市と鶴ヶ島市の境となる交差点を北に進み、〇〇〇〇という会社を目印に西に道路を入り、100m 程進んだ先に位置します。現地は、以前は遊休化していましたが、現在は、きれいに管理されていました。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

譲受人は、〇〇市在住の農業者で、年間農業従事日数は〇〇日となり、露地野菜の栽培と川越市では水稻を行っています。〇〇市内の所有農地は〇〇㎡、〇〇市内の所有農地は〇〇㎡という状況です。取得後の作付け計画は、

議 長	<p>栗を栽培することとなっています。</p> <p>只今、1番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。</p>
委 員 議 長	<p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p>
委 員 議 長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
議 長 事 務 局 議 長	<p>事務局より3番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>本件について、事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>24日に現地を確認してきました。申請地は、日高高校通りの内野墓地のある交差点を南に入り、川越線の踏切を渡った先を右折し、300m程進んだ先に位置します。現地は、最近、草などをきれいにしたような状況でした。</p> <p>なお、譲受人の状況については、前議案の譲受人と同一であるため、説明を省略させていただきます。</p>
議 長 3 番 事 務 局 議 長 委 員 議 長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>現地には、申請地まで行く道があるのですか。</p> <p>はい。公図上で示す道が、現地にもあります。</p> <p>他に質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。</p>
委 員 議 長	<p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可と決しました。</p>
議 長	<p>日程第3 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3議案第33号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。</p>
事 務 局 議 長 1 番	<p>〈議案朗読〉</p> <p>本件担当の1番、申請地の状況について説明をお願いします。</p> <p>先日、4番推進委員と現地を確認してきました。申請地は、高萩北中学校から北に進み、信号のある交差点を左折した先に位置します。現地は、耕耘してあり、きれいな状態でした。</p>
議 長 事 務 局	<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>当該申請は、農振農用地地域の除外から計画されているもので、令和2年7月に除外認可を受けています。</p> <p>譲受人は現在、〇〇市で借家にて生活をしていますが、子供の成長に伴い、</p>

生活スペースが手狭となっている状況から住宅を建築することを計画しました。

住宅を建築する場所については、子育ての面や親の面倒が見れることなどを理由から妻の実家に近接した場所という検討をしたとのことで、このことを親に相談し、当該申請地を住宅用地とすることとしました。

申請地の農地区分は1種農地となりますが、集落接続が認められることで例外規定に該当します。また、計画目的に必要性があると思われます。

議 長

只今、1番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長

事務局より2番の朗読をお願いします。

事 務 局

〈議案朗読〉

議 長

本件担当の13番、申請地の状況について説明をお願いします。

13番

先日、現地を確認してきました。申請地は、高萩北中学校の北側の道を東に500m程進んだ先に位置します。現地は、草もなく整地されている状態でした。

議 長

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

譲受人は〇〇市に本社を置き、金属製品の製造及び加工を行う事業者です。今回の申請は、譲受人の事業の進捗が順調なことで、現在の工場では製造が追いつかない状況であるため、新規に工場を建設する目的となっています。

土地の選定については、本来であれば、既存工場に隣接する土地を拡張する計画となりますが、既存工場に隣接した拡張可能な土地が存在しないことから、現在の工場に近接し、道路環境など立地条件を優先して選定しているとのことです。なお、今回の計画は農地以外の土地も利用され、宅地と山林を含めた一体計画となっています。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われます。

議 長

只今、13番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長
事 務 局
議 長
4 番

事務局より 3 番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

本件担当の 4 番、申請地の状況について説明をお願いします。

23 日に現地を確認してきました。申請地は、高富の交差点にある〇〇〇〇の南側に位置します。現地は、耕耘してありますが、若干、草が生えていました。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は〇〇〇〇区に本社を置き、企業の製品の運搬業務を請負う事業者です。

当該申請は、コロナウイルス感染症の影響で事業内容に減少が生じている状況から事業展開を都内から埼玉県内へ変更するため、現在、〇〇区内に土地を借用して設置している駐車場を返却し、当該申請地を駐車場として設置する計画です。社長の自宅が〇〇市内にあることで、管理が容易であること、また、現在、〇〇市内の事業者の業務を請負っていることも理由としています。

申請地の農地区分は 2 種農地となり、計画目的に必要性があると思われま

議 長
4 番
事 務 局
4 番
事 務 局

す。只今、4 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

申請地の東西に道路がありますが、出入りは、どちらからするのですか。

西側の道路から出入りする計画となっています。

西側の道路幅員が、あまり広くありませんが、どのような運搬車両が通行するのですか。地域の方も利用する道路なので、通行量が増えることが心配です。

運搬車両は、4 t 以下の車両となります。

なお、現在、譲受人において、東側の道路からの出入りについて、道路管理者と調整をしているとのことで、調整が整えば出入りする方法が変更となる可能性があります。

議 長
委 員
議 長

他に質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

議 長
委 員
議 長
10 番

事務局より 4 番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

本件担当の 10 番、申請地の状況について説明をお願いします。

22 日に現地を確認してきました。申請地は、高萩中学校の北側の道路を西に 700m 程進んだ先に位置します。現地は、20cm 程の草が生えていました。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は現在、〇〇市で生活をしていますが、結婚を機に新居を構えることを計画しました。

住宅を建築する場所について、親に相談したところ、当該申請地を紹介され、日高市には、親族が多くいることもあり、また、自然豊かな地域であることを理由として選定しています。なお、当該申請地につきましては、昭和〇年〇月〇日付けで、申請人の親族が同じく住宅を建築する目的で農振除外の認可を受けている土地であり、現在まで農地転用がされていませんでした。今回、同じ目的であることから、当時の計画者が計画を実施しないことの確認及び同意を受けることで、農振除外の認可を引き継ぎ、農地転用を行うものとなります。

申請地の農地区分は2種農地となり、計画目的に必要性があると思われます。

議 長

只今、10番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

2番
事 務 局

農振除外に有効期限はないのですか。

有効期限については、特に定められていませんが、農振除外後に目的を実行しないこととなれば、農用地への編入手続きをするよう指導されると思います。なお、現在、農振除外をした場合、除外後1年以内に農地転用をするよう指導されています。

議 長
委 員
議 長

他に質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第4 議案第34号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議 長

日程第4議案第34号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。

議事に入ります前に、議事参与の制限により5番、13番は退室をお願いします。

それでは、事務局より1番の朗読をお願いします。

事 務 局
議 長

〈議案朗読〉

本件について、事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。

事 務 局

先日、現地を確認してきました。はじめに、申請地のNo.1の地番〇〇番〇、〇〇番〇は、〇〇〇〇と〇〇〇〇の間の道路を東に700m程進んだ先に位置します。現地は、大根が作付けされていました。続いて、地番〇〇番〇は、高校通り沿いにある〇〇〇〇から西に200m程進んだ先を北に100m程入った先に位置します。現地は、人参が作付けされていました。続いて、申請地

のNo.2は、高麗川地区から高萩地区を通る都市計画道路沿いにある〇〇〇〇から東に100m程進み、北に入る道路を70m程進んだ先に位置します。現地は、ネギが作付けされていました。

借受人は市から認定農業者として認定されており、年間の農業従事日数は〇〇日、主にとうもろこし、ニンニクなどの露地野菜を栽培する農業者です。申請地は、借受人の経営地と近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としています。

議 長
委 員
議 長

只今、事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委 員
議 長

異議なし。
異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。5番、13番は入室してください。

議 長
事 務 局
議 長

事務局より2番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

本件について、はじめに1番、申請地のNo.1からNo.4、並びにNo.16、No.17の状況について説明をお願いします。

1 番

先日、4案推進委員と現地を確認してきました。

～申請場所について資料(案内図)に基づき説明～

現地の状況については、No.3の地番〇〇番〇は、草が1m程生えている状況で、その他については、耕作及び管理されている状態でした。

議 長
13 番

続いて、13番、申請地のNo.4からNo.15の状況について説明をお願いします。

～申請場所について資料(案内図)に基づき説明～

現地の状況については、耕作及び管理されている状態でした。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は市から認定農業者として認定されており、年間の農業従事日数は〇〇日、きゅうり、かぶを栽培する農業者です。申請地は、借受人の経営地と近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としています。

議 長

只今、担当委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員
議 長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委 員
議 長

異議なし。
異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

議 長
事 務 局
議 長

13 番

議 長
事 務 局

議 長

委 員
議 長

委 員
議 長

議 長
事 務 局
議 長
1 番

議 長
事 務 局

議 長

委 員
議 長

事務局より 3 番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

本件担当の 13 番、申請地の状況について説明をお願いします。

先日、現地を確認してきました。申請地は、高麗川地区から高萩地区を通る都市計画道路沿いにある〇〇〇〇から東に 100m 程進んだ先に位置します。現地は、里芋が作付けされていました。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は市から認定農業者として認定されており、年間の農業従事日数は〇〇日、大根、人参などの露地野菜を栽培する農業者です。申請地は、借受人の経営地と近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としています。

只今、13 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案) を消してください。

事務局より 4 番の朗読をお願いします。

〈議案朗読〉

本件担当の 1 番、申請地の状況について説明をお願いします。

先日、4 番推進委員と現地を確認してきました。申請地の No. 1 は、国道 407 号線を鶴ヶ島方面へ進み、〇〇〇〇という会社の南側に位置します。現地は、お茶が栽培されていました。

続いて、申請地の No. 2 は、同じく国道 407 号線を鶴ヶ島方面へ進み、日高市と鶴ヶ島市の境となる交差点を左折した先に位置します。現地は、全て、お茶が栽培されていました。

続いて、申請地の No. 3 は、〇〇〇〇の東側に位置します。現地は、お茶が栽培されていました。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は市から認定農業者として認定されており、年間の農業従事日数は〇〇日、お茶を栽培する農業者です。申請地は、借受人の経営地と近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としています。

只今、1 番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認と

	<p>いうことでよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。</p>
委員 議長	
議長	<p>5番の議事に入ります前に、議事参与の制限により5番推進委員は退室をお願いします。</p> <p>それでは、事務局より5番の朗読をお願いします。</p>
事務局 議長	<p>〈議案朗読〉</p> <p>本件について、はじめに2番、申請地のNo.1からNo.5の状況について説明をお願いします。</p>
2番	<p>21日に4番推進委員と現地を確認してきました。申請地は、高萩団地の南側になり、圃場整備された区域内の農地です。現地は、全て、青パパイヤが栽培されていました。</p>
議長 10番	<p>続いて、10番、申請地のNo.6、No.7の状況について説明をお願いします。</p> <p>先日、現地を確認してきました。申請地のNo.6とNo.7の中沢地区の地番〇〇番〇、〇〇番、〇〇番は、高萩団地の南側の道路を、高萩団地を基準にして、西に1.1km程進んだ先に位置します。現地の状況は、地番〇〇番〇、〇〇番〇、〇〇番は、青パパイヤが栽培されていました。また、地番〇〇番は水稻がされており、稲刈りがされた後でした。</p> <p>続いて、申請地のNo.7の地番〇〇番は、中沢区公会堂の西側に位置します。現地は、里芋が作付けされていました。</p>
議長 5番	<p>続いて、5番、申請地のNo.7からNo.9の状況について説明をお願いします。</p> <p>24日に現地を確認してきました。申請地のNo.7の大谷沢地区の地番〇〇番〇は、〇〇〇〇という会社の東側に位置します。現地は、草が20cm程生えていました。</p> <p>～申請場所No.8について資料(案内図)に基づき説明～</p> <p>現地の状況については、里芋、青パパイヤが作付け、また、水稻もされているなど、適正に管理されていました。</p>
事務局 議長	<p>続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>借受人は市から認定農業者として認定されており、年間の農業従事日数は〇〇日、花卉栽培や青パパイヤ、里芋などを栽培する農業者です。申請地は、借受人の経営地と近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としています。</p>
議長	<p>只今、担当委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。</p>
委員 議長	<p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということよろしいでしょうか。</p>

委員
議長

異議なし。
異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。5番推進委員は入室してください。

議長

6番の議事に入ります前に、議事参与の制限により1番は退室をお願いします。

それでは、事務局より6番の朗読をお願いします。

事務局
議長
13番

〈議案朗読〉

本件担当の13番、申請地の状況について説明をお願いします。

先日、現地を確認してきました。申請地は、高麗川地区から高萩地区を通る都市計画道路沿いにある〇〇〇〇から東に100m程進み、南に入る道路を20m程進んだ先に位置します。現地は、きれいに管理されていました。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は市から認定農業者として認定されており、年間の農業従事日数は〇〇日、トマト、ネギなどの露地野菜を栽培する農業者です。申請地は、借受人の経営地と近接しており、農地を集積して経営拡大を目的としています。

議長

只今、13番及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。1番は入室してください。

議長

日程第5 専決処分^の報告について

日程第5 専決処分^の報告について、資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。